

特許協力条約に基づく国際出願

願 書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

国際出願番号
国際出願日
(受付印)

出願人又は代理人の書類記号(希望する場合、最大12字)

第 I 欄 発明の名称

--

第 II 欄 出願人

この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)

電子メールアドレス*:

電話番号:

ファクシミリ番号:

出願人登録番号:

*電子メールの使用の承認:以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。

郵便のみによる通知の送付を希望する。

国籍(国名):

住所(国名):

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である:

すべての指定国

追記欄に記載した指定国

第 III 欄 その他の出願人又は発明者

その他の出願人又は発明者が続業に記載されている。

第 IV 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する:

代理人

共通の代表者

氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)

電子メールアドレス*:

電話番号:

ファクシミリ番号:

代理人登録番号:

*電子メールの使用の承認:以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。

郵便のみによる通知の送付を希望する。

通知のためのあて名:代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第 III 欄 その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：
 出願人のみである。
 出願人及び発明者である。
 発明者のみである。
 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：
 出願人のみである。
 出願人及び発明者である。
 発明者のみである。
 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：
 出願人のみである。
 出願人及び発明者である。
 発明者のみである。
 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：
 出願人のみである。
 出願人及び発明者である。
 発明者のみである。
 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：
 すべての指定国

追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

追記欄 この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. すべての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第 VIII 欄 (i) から (v) までを除く）。

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、

(i) 出願人又は発明者として 1 人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第 III 欄の続き」と表示し、第 III 欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

(ii) 第 II 欄又は第 III 欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第 II 欄の続き」、「第 III 欄の続き」又は「第 II 欄及び第 III 欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合は、ARIPO 特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI 特許）を記載する。

(iii) 第 II 欄又は第 III 欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、すべての指定国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第 II 欄の続き」、「第 III 欄の続き」又は「第 II 欄及び第 III 欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合は、ARIPO 特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI 特許）を記載する。

(iv) 第 IV 欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第 IV 欄の続き」と表示し、第 IV 欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

(v) 第 VI 欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が 4 件以上あるとき。

この場合は、「第 VI 欄の続き」と表示し、第 VI 欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2. 国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は 2 文字の国コードを記載し、かつ、「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則 4. 11 (a) (i) 及び 49 の 2. 1 (a) 又は (b)）。

3. 国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「US」と記載し、かつ、「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則 4. 11 (a) (ii) 及び 49 の 2. 1 (d)）。

第 V 欄 国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則 4. 9 (a) に基づき、国際出願日に拘束されるすべての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。
しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- DE ドイツについては**指定をしない**
- JP 日本については**指定をしない**
- KR 韓国については**指定をしない**

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するとき使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第 VI 欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。)

第 VI 欄 優先権主張及び優先権書類

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日. 月. 年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				

他の優先権の主張 (先の出願) が追記欄に記載されている。

優先権書類の提出：

受理官庁に対して、上記の先の出願 (受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。) のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。
すべて 優先権(1) 優先権(2) 優先権(3) その他は追記欄参照

国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報 (国際事務局が規則 17.1(b) の 2) の電子図書館 (以下「電子図書館」という。) から取得できるものに限る。) を電子図書館から取得することを請求する。
優先権(1) 優先権(2) 優先権(3) その他は追記欄参照
 アクセスコード _____ アクセスコード _____ アクセスコード _____

優先権の回復：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目 (_____) について優先権の回復を受理官庁に対して請求する。(優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第 VI 欄の備考を参照)

引用による補充：条約第 1 1 条 (1) (iii) (d) 若しくは (e) に規定する国際出願の要素、又は規則 2 0. 5 (a) 若しくは規則 2 0. 5 の 2 (a) の規定に基づく明細書、請求の範囲若しくは図面がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 1 1 条 (1) (iii) に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 2 0. 6 に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則 2 0. 6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

第 VII 欄 国際調査機関

国際調査機関 (ISA) の選択 (2 以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。)

ISA /

第 VII 欄の続き 先の調査及び先の分類の結果の利用

項目 1. 規則 4. 1 2 に基づく出願人による請求

1. 1 第 VII 欄において選択した国際調査機関に対し、以下の先の調査の結果を考慮することを請求する（第 VII 欄の続き項目 1 「2 以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照）。
 出願日（日. 月. 年） 出願番号 国名（又は広域官庁名）

陳述（規則 4. 1 2 (ii)）：この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。

1. 2 先の調査の結果の提出（必要な場合*）
 文書の入手可能性（規則 1 2 の 2. 1 (c) 及び (d) 並びに 1 2 の 2. 2 (b)）：以下の書面については、国際調査機関が認める形式及び方法で入手可能であるため、出願人が受理官庁又は国際調査機関に提出することを要求されない。
 先の調査の結果の写し
 先の調査の結果に係る出願の写し
 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文
 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文
 先の調査の結果に列記された文献の写し（可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。）

受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することの請求（規則 1 2 の 2. 1 (b) 及び (d)）：（当該先の調査が、第 VII 欄で選択した国際調査機関により行われなかったが、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合、又は当該先の調査の結果を受理官庁が入手可能な場合）：出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成し国際調査機関へ送付することを請求する。
 *項目 1 の事項のいずれにも該当しない場合に限り、出願人は、先の調査の結果の写しを受理官庁又は国際調査機関に提出する必要がある（照合欄 1 0. 及び第 VII 欄の続き項目 1 の備考を参照）。

その他の先の調査が続葉に記載されている。

項目 2. 出願人による規則 4. 1 2 に基づく請求がなかった場合における、先の調査及び先の分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付

2. 1 国際出願が、先の出願に基づく優先権を主張する場合、条約第 3 0 条（2）（a）及び（3）の規定に従うことを条件として、受理官庁は次のことを行う。
 ー 先の出願が受理官庁として行動する官庁と同一の官庁に出願されており、かつ、当該官庁が当該先の出願についての先の調査を行った場合には、受理官庁は、先の調査及び先の分類の結果の写しを国際調査機関へ送付する（ただし、そのような写しが既に国際調査機関によって入手可能である場合を除く）（規則 2 3 の 2. 2 (a)）。
 ー 先の出願が異なる官庁に出願されたが、受理官庁が当該先の調査及び先の分類の結果を入手可能である場合には、受理官庁はそのような写しを送付できる（規則 2 3 の 2. 2 (c)）。

ただし、出願人が受理官庁に対し、規則 4. 1 2 に基づく先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することを請求しなかった場合（上記項目 1. 参照）、本国際出願で優先権を主張する以下の出願に係る先の調査については、出願人は以下の点を考慮できる（第 VII 欄の続き項目 2 「2 以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照）。
 出願日（日. 月. 年） 出願番号 国名（又は広域官庁名）

2. 2 受理官庁が先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことの請求（規則 2 3 の 2. 2 (b)）
 受理官庁に対し、先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことを請求する（規則 2 3 の 2. 2 (b)）。（この項目は国際出願が次の受理官庁へ出願された場合にのみレ印を付すことができる：DE（ドイツ）、FI（フィンランド）及び SE（スウェーデン））

2. 3 受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ送付することの承諾（規則 2 3 の 2. 2 (a) 及び (e)）
 受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する（規則 2 3 の 2. 2 (e)）。（この項目は国際出願が次の受理官庁へ出願された場合にのみレ印を付すことができる：AU（オーストラリア）、CZ（チェコ共和国）、FI（フィンランド）、HU（ハンガリー）、IL（イスラエル）、JP（日本）、NO（ノルウェー）、SE（スウェーデン）、SG（シンガポール）及び US（米国））

受理官庁が先の国際調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する（規則 2 3 の 2. 2 (a) 及び条約 3 0 条（2）（a）、（3））。（この項目は、先の調査が、本国際出願の優先権の主張の基礎となる国際出願に関係する場合であって、当該先の国際調査が第 VII 欄で選択した国際調査機関と異なる国際調査機関により行われた場合にのみレ印を付すことができる。）

その他の先の調査が続葉に記載されている。

第 VIII 欄 申立て

この国際出願は以下の申立てを含む。（下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載）

	申立て数
<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て	: _____
<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	: _____
<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	: _____
<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 (iv) 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）	: _____
<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	: _____

第 VIII 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i)及び 51 の 2.1(a)(i)）

この申立ての続葉として「第 VIII 欄(i)の続き」がある

第 VIII 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii)）

この申立ての続葉として「第 VIII 欄(ii)の続き」がある

第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii)及び 51 の 2.1(a)(iii)）

この申立ての続葉として「第 VIII 欄(iii)の続き」がある

第 VIII 欄 (iv) 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合)

申立ては実施細則第 214 号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

**発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)及び 51 の 2.1(a)(iv))
(米国を指定国とする場合)**

私は、自らが本出願の請求の範囲に記載されている発明の最初の発明者、あるいは最初の共同発明者であると信じていることを、ここに申し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである (出願時に申立てを提出する場合)。

本申立ては、国際出願 PCT/_____を対象としたものである (規則 26 の 3 に従って申立てを提出する場合)。

私は、上記国際出願を自ら行つた、又は行うことを許可したことを、ここに申し立てる。

私は、本申立てにおいて故意に虚偽の陳述などを行つた場合は、合衆国法典(United States Code (U.S.C.))第 18 編第 1001 条に基づき、罰金、5 年以下の拘禁、又はその両方により処罰されることを、ここに承認する。

氏名 : _____

住所 : _____
(都市名及び、米国の州名 (該当する場合) 又は国名)

郵便のあて名 : _____

発明者の署名 : _____ 日付 : _____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

氏名 : _____

住所 : _____
(都市名及び、米国の州名 (該当する場合) 又は国名)

郵便のあて名 : _____

発明者の署名 : _____ 日付 : _____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

氏名 : _____

住所 : _____
(都市名及び、米国の州名 (該当する場合) 又は国名)

郵便のあて名 : _____

発明者の署名 : _____ 日付 : _____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

この申立ての続葉として「第 VIII 欄(iv)の続き」がある

第 VIII 欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)~(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て (規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v))

この申立ての続葉として「第 VIII 欄(v)の続き」がある

第 VIII 欄(i)～(v)の続き 申立て

第VIII欄(i)～(v)の紙面が不足する場合（同欄(iv)において4人以上の発明者を記載する場合を含む）、「第VIII欄... (i)～(v)の番号を記載)の続き」とした上、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

第IX欄 照合欄 書面による出願用—この用紙は、書面により国際出願をする場合にのみ使用する

この国際出願は次のものを含む。 用紙の枚数	この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。	数
(a) 願書様式 PCT/RO/101 (申立て及び追記用紙を含む): ... 枚	1. <input type="checkbox"/> 手数料計算用紙	: _____
(b) 明細書 (明細書のうち配列表を記載した部分を除く。 下記(f)を参照): ... 枚	<input type="checkbox"/> 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	: _____
(c) 請求の範囲: ... 枚	2. <input type="checkbox"/> 個別の委任状の原本	: _____
(d) 要約書: ... 枚	3. <input type="checkbox"/> 包括委任状の原本	: _____
(e) (提出する場合には) 図面: ... 枚	4. <input type="checkbox"/> 包括委任状の写し	: _____
(f) (提出する場合には) 明細書のうち配列表を記載した 部分: ... 枚	5. <input type="checkbox"/> 優先権書類 (上記第VI欄の () の番号を記載する): _____	: _____
用紙の合計: _____ 枚	6. <input type="checkbox"/> 国際出願の翻訳文 (翻訳に使用した言語名を記載する) _____	: _____
	7. <input type="checkbox"/> 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面	: _____
	8. <input type="checkbox"/> (左欄の(f)が記入されている場合のみ) 規則13の3に基づいて 国際調査のためにのみ提出された 、国際出願を構成しない配列表を記録した磁気ディスク (附属書C/S.T. 25テキストファイル) (磁気ディスクの種類及び数を記載する): _____	: _____
	9. <input type="checkbox"/> (左欄の(f)及び上記の8が記入されている場合のみ) 規則13の3に基づき提出された、磁気ディスクに記録された配列表が書面により提出された国際出願に含まれる配列表と同一である旨の陳述書	: _____
	10. <input type="checkbox"/> 先の調査の結果の写し (規則12の2. 1 (a))	: _____
	11. <input type="checkbox"/> その他 (書類名を具体的に記載)	: _____

要約書とともに提示する図面:

本国際出願の言語:

第X欄 出願人、代理人又は共通の代表者の署名

署名者の氏名 (及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書) を記載し、その次に署名する。

受理官庁記入欄

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日	2. 図面 <input type="checkbox"/> 受理された <input type="checkbox"/> 不足図面がある
3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であつてその後期間内に受理されたものの実際の受理の日 (訂正日)	
4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
5. 出願人により特定された 国際調査機関 ISA / _____	
6. <input type="checkbox"/> 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない。	

国際事務局記入欄

記録原本の受理の日:

この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない。

P C T

手数料計算用紙

願書附属書

受理官庁記入欄

国際出願番号

受理官庁の日付印

出願人又は代理人の書類記号

出願人

所定の手数料の計算

1. 送付手数料 円 T

2. 調査手数料 円 S

国際調査機関：ISA / _____

3. 国際出願手数料

国際出願に含まれる用紙の枚数 _____ 枚

i1 最初の30枚まで 円 i1

i2 _____ × _____ = 円 i2
30枚を超える用紙の枚数 用紙一枚の手数料

i1及びi2に記入した金額を加算し、合計額をIに記入 円 I

4. 優先権書類手数料(必要に応じて) 円 P

5. 優先権主張の回復手数料(必要に応じて) 円 RP

6. 先の調査書類手数料(必要に応じて) 円 ES

7. 納付すべき手数料の合計 円
T、S、I、P、RP及びESに記入した金額を加算し、総額を合計に記入
合 計

支払方法(受理官庁によっては利用できない支払方法がある)

- クレジットカード(詳細は本用紙に記入しない)
予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認
銀行振込
現金
郵便振替
小切手
特許印紙
その他: _____

予納台帳又は当座預金口座からの引き落とし(又は振込み)の承認(受理官庁によっては利用できない場合がある)

- 上記の合計額の引き落としの承認
(このチェックボックスは受理官庁の予納台帳又は当座預金口座の条件が認める場合にのみ有効)
上記の合計額の不足額の引き落とし又は過誤納額の振込みの承認
優先権書類手数料の引き落としの承認
受理官庁: RO / _____
予納台帳又は当座預金口座番号: _____
日付: _____
氏名: _____
署名: _____